

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和8年3月26日(木) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳
8番 川添 誠司 9番 小林 幸男 10番 里見 廣治
11番 杉本 英昭 13番 竹村 昇 14番 中井 弘
15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴 18番 林 博子
19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 7番 海山 貞佳 12番 高田 吉敏 17番 濱堀 秀規

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 3件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の更新に関する意見照会について 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件
② 農地法第5条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について 1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 4件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農地中間管理事業) 1件
⑥ 使用貸借解約について 1件
⑦ 農地改良届について 1件
⑧ 地目照会について 2件

事務局長 それでは定刻が参りましたので、ただいまから令和8年3月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いいたします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。
それでは進行につきましては、大西会長よりお願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、15番 西川 公昭さん、16番 西川 美鈴さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。
それでは、これより議案に基づき議事を進行して参ります。

まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明

大西会長 次に、申請番号1番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いします。

稲木委員 3番。譲受人は譲渡人の親と元々知り合いであり、申請地と自宅が近いことから、借り受けて自家消費用にほうれん草や山芋などの野菜を栽培してきました。
この度、譲渡人が農地を相続することとなり、これまで耕作してくれていた譲受人に正式に所有権移転することで話がまとまり、本申請に至りました。
申請地を取得後も引き続き自家消費用の野菜を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見をお願いします。

川添委員 8番。申請地は●●●●●●の近くに位置します。親類も近くに農地を持っており、これまで同じ耕作者が水稻を栽培していました。親類が相続を機に売買するのにあわせて、一緒に売買することになりました。
譲受人はこれまで耕作してくれていた人の親族にあたる認定新規就農者です。
取得後も引き続き水稻を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議、よろしく願いいたします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
続きまして、申請番号3番について、この案件を担当してくれた委員さんからのご意見を願いいたします。

川添委員

8番。譲渡人は県外に住んでいますが、農地を相続することになり、自身では耕作できないため、これまで耕作してくれていた人へ譲りたいと話をもちかけたところ、その親族である譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。
併せて、これまで利用が出来ていなかった東口の畑も譲ることとなりました。
譲受人は水稻やキャベツを2haほど栽培する認定新規就農者です。
六反地の田は現在栽培している水稻を取得後も引き続き栽培する計画です。
東口の畑は山の中にあるので、猿の被害を考慮し、橙を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議、よろしく願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を願いします。

藤江委員

19番。譲渡人は財産整理として農地を処分したいと考えていたところ、申請地の近くに住む譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。
譲受人は大麻町で水稻やミカンなどを栽培している兼業農家です。今月末で仕事を退職するため、耕作地を拡大したいと考えていました。
申請地は現在、耕作放棄地となっておりますが、取得後は草刈りの上、すだちを栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく願いします。

大西会長

ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を申し上げます。

藤江委員 19番。貸人は以前は柑橘を栽培していましたが、自身で耕作できなくなったため、耕作者探しを知り合いに相談したところ、その人が農地を貸している借人を紹介されました。
借人は大津町と大麻町で柑橘や桃を栽培する認定新規就農者です。
申請地は現在の耕作地からも近く、まとまっていることから借り受けをすることとなり、本申請にいたしました。
申請地は現在、更地になっていますが、取得後は柑橘を栽培する予定です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

【●●委員 一時退席】

大西会長 申請番号1番については、●●委員さんに関わる案件でございますことから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員さんには退席いただきました。

大西会長 それでは、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を願います。

栗田委員 1番。借人は以前より、自家用車及び来客用の駐車スペースを確保するため、申請地を借りていましたが、今回、賃貸借の契約を更新しようとしたところ、農地法上の手続きが行われていないことが判明しました。
そこで適法状態とするため、今回の申請となりました。
事業計画では、現状のまま使用することと、新たな工事は行いません。
排水は雨水のみであり、地下浸透にて処理することについて、地元水利組合の了承を得ています。
周辺農地への影響もほとんどないため、許可することに問題無いと考えます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

大西会長 次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明をお願いいたします。

事務局係長 申請地は、●●●●●●から北へ約300mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広りの無い第2種農地に該当します。
今回の申請に先立って、農業外利用のため地域計画からの除外の申請がなされており、その手続きが完了しています。
また、申請地はすでに砂利敷きされており、今後このようなことがないように農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 それでは、お諮りいたします。
申請番号1番について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いします。

【●●委員 着席】

大西会長 以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての審議に入ります。
事務局より、申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長 <3. 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 3件>
・申請番号1～3について申請内容説明

大西会長 次に、担当していただいた委員さんからのご意見を申し上げます。
申請番号1・2番について、委員さんからのご意見を申し上げます。

杉本委員 11番。申請が複数地区にまたがりますが、代表して私が意見を述べます。
申請者は夫婦であり、大津町で甘藷を約2ha生産する認定農業者です。
申請地はすべて甘藷が栽培されています。
引き続き農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1・2番について採決いたします。
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1・2番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号3番について、この案件を担当していただいた委員さんからのご意見を申し上げます。

井上委員 4番。申請者は大麻町や藍住町で施設野菜やスダチなどを生産する認定農業法人の構成員です。本市にある農地については、自身が代表を務める法人に、相続税の納税猶予の特例である特定貸付けを行い、施設野菜を栽培しています。引き続き特定貸付けを続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長 ただいま、委員さんからのご意見をいただきました。申請番号3番についての採決をいたします。承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり承認することといたします。以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <4. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に関する意見照会について 3件>

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等があればお願いいたします。ご質問・ご意見は無いようでございますので、採決いたします。『議案第4号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第4号』については意見なしと回答することといたします。以上で『議案第4号』は全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の更新に関する意見照会についての審議に入ります。この案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局係長 <5. 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の更新に関する意見照会について 1件>

大西会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いいたします。質問・ご意見は無いようでございますので、採決いたします。『議案第5号』について、ただいまの説明のとおり意見なしと回答することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 それでは、『議案第5号』については意見なしと回答することといたします。以上で『議案第5号』は全てご審議いただきました。

次に、『議案第6号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括しての説明をお願いします。

事務局係長

< 6. 報告事項 18件 >	
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
② 農地法第5条の規定による買受適格証明に係る 許可指令書の交付について	1件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農業経営基盤強化促進法)	4件
⑤ 農地法第18条第6項の規定による通知について (農地中間管理事業)	1件
⑥ 使用貸借解約について	1件
⑦ 農地改良届について	1件
⑧ 地目照会について	2件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案は全てご審議いただきました。

その他、何かございませんか。事務局はありませんか。

事務局

ありません。

大西会長

無いようでございますので、これをもちまして令和8年3月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時40分

令和8年3月26日

会 長 大西 義郎

議事録署名者 西川 公昭

議事録署名者 西川 美鈴